

大分県報

平成三十年
第三〇〇八号
八月十日

(金曜日)

目次

告示

付保義務の発生……………
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………

告示

大分県告示第四百九十四号

佐賀関町加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
平成三十年八月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百九十五号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。
なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び白杵土木事務所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成三十年八月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 津久見港の(二) 概要の表中

B-1-1	防波堤	四四・〇〇メートル	
-------	-----	-----------	--

を

平成三十年八月十日

大分県報(告示)

一

改める。

四 白杵港を次のように改める。

四 白杵港

(一) 所在 白杵市

(二) 概要

A-2-1-0	泊地	一、〇〇〇・〇〇平方メートル	水深三・〇メートル
A-2-1-1	泊地	七、八〇〇・〇〇平方メートル	水深四・〇メートル
A-2-1-2	泊地	二〇、〇〇〇・〇〇平方メートル	水深二・〇メートル
B-1-1-1	防波堤	四四・〇〇メートル	

に

附則

この告示は、公示の日から施行する。

図面符号	名称	数量	接岸能力	備考
A-1-1-1	航路	二五〇・〇〇メートル	水深四・五メートル	
A-2-1-1	泊地	一〇五、三〇〇・〇〇平方メートル	水深五・五メートル	
A-2-1-2	泊地	二五、七〇〇・〇〇平方メートル	水深四・五メートル	
A-2-1-5	泊地	一、四〇〇・〇〇平方メートル	水深五・五メートル	
A-2-1-6	泊地	一六、五〇〇・〇〇平方メートル	水深二・〇メートル	
A-2-1-7	泊地	七、三〇〇・〇〇平方メートル	水深二・〇メートル	